

北上川の河道変遷と旧河港について

池田雅美

一、はじめに

北上川は日本の河川のなかで、比較的勾配ゆるく、流域面積も広さで日本第四位であり、とくに中流部で最も広い穀倉地帯を貫流しているから、米を回漕する舟運が古くから行なわれていたものと考えられる。しかし、北上川が一贯した交通路として発達したのは、近世、仙台藩の買米の制以後で、流域農民の余剰米を藩が買上げ、その米を江戸、その他に回送する輸送路としての大動脈的機能を果してからである。

また、北上川は河道を幾度か変遷して今日に至ったことも考えられるが、これを記録した資料はほとんどなく、明らかにすることは困難である。しかし、近世以来の地誌、絵図、古文書と経済企画庁調査による土地分類や空中写真、実地調査による聴取などから、そのプロバビリティを想定することは不可能ではない。なお、本稿で扱う調査地域は北上川中流部の縦谷平野における低位段丘面で、行政上は水沢市姉休付近から遡上し、江刺市下川原付近までの約九軒に亘る地域とした。

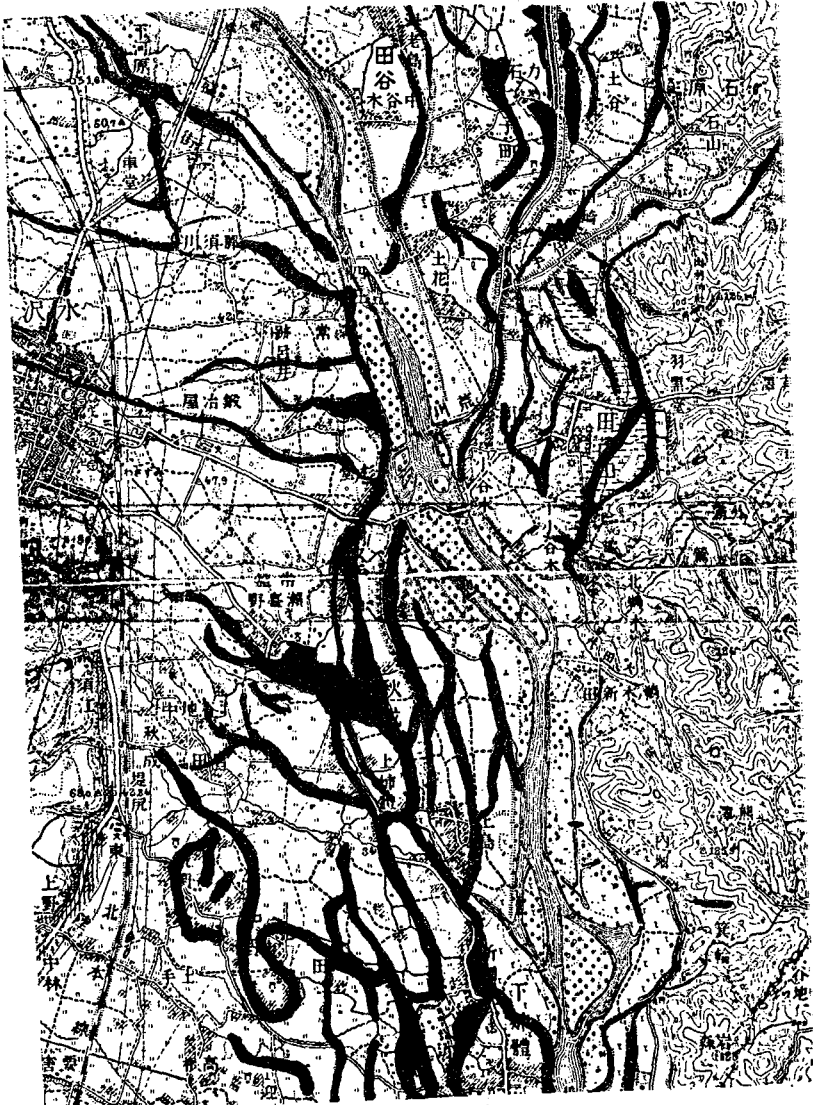


図1 経済企画庁：地形分類図（水沢）
 水沢 昭和26年応急修正 5万分の1（ぬりつぶし箇所は旧河道）

この地域における地質構造は地表面下、数米までほとんど砂利層で古く河川の影響を強くうけたものと考えられる。

そこで、この地域の地形分類図(1)や東北建設局岩手工務事務所発行の「北上川」第六輯に掲載された旧河道図(2)および地方史(3)古文書、空中写真などから河道の変遷を推察し、かつそれに伴う河港の移動を瀬台野河港から跡呂井河港に求め、併せて仙台藩北境の重要河港としての下川原河港について述べてみたい。

二、姉体から下川原までの旧河道

この地域の現在の北上川は胆沢扇状地の扇端部と北上山地西麓の間を右岸の水沢市姉体、瀬台野、跡呂井と左岸の水沢市黒石、田茂山に挟まれて南流している。これを経済企画庁の地形分類図でみると、数多くの旧河道跡があり、交错して本流と支流の区別も難しい。また、「姉体の歴史」によれば平安期以降におけるこの地域の旧河道跡を五本に分けて図示している(4)、近世、中期の仙台領絵図にも、現河道と著るしく異なるところを見出すことができ。これらと空中写真や現地調査を参考にすれば、最も古い河道は黒石村内堀ノ箕輪などの西麓を経て、黒石村大明神北麓を流れていたことはほぼ推定可能である。その後弘治年間(一五五五―一五七七)における洪水により堤防が決潰しているので、室町期―織豊期においては、胆沢郡跡呂井村字桜目、杉堂および瀬台野村沼尻、大学、垣ノ内および姉体村字原ノ西、車堂、北白山、南白山、小庄など東岸を南流して、黒石村字鶴城方面に流れていたものと想定される。従って姉体村の上島は左岸にあったものと考えられ、阿久土の堤防は上島などの洪水防御機能を有していたと思われる。

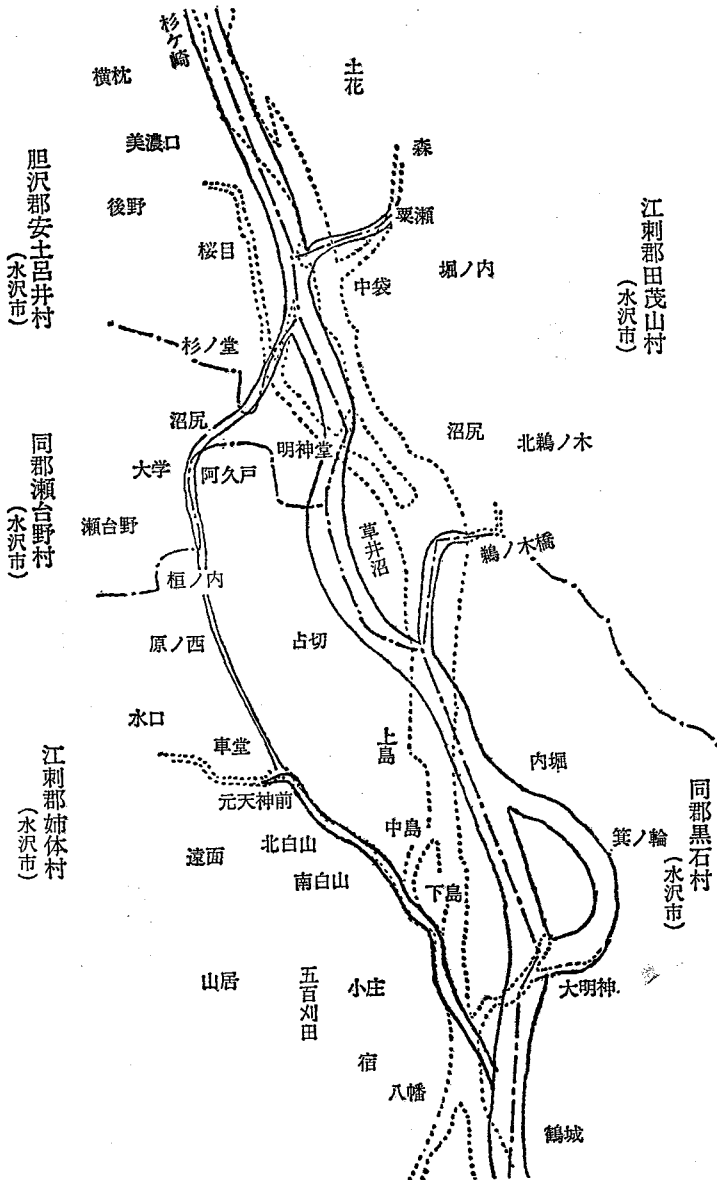


図 2 北上川中流河道変遷と村界 (1642)

北上川第6輯より一部修正 点線は現河道・実線は旧河道

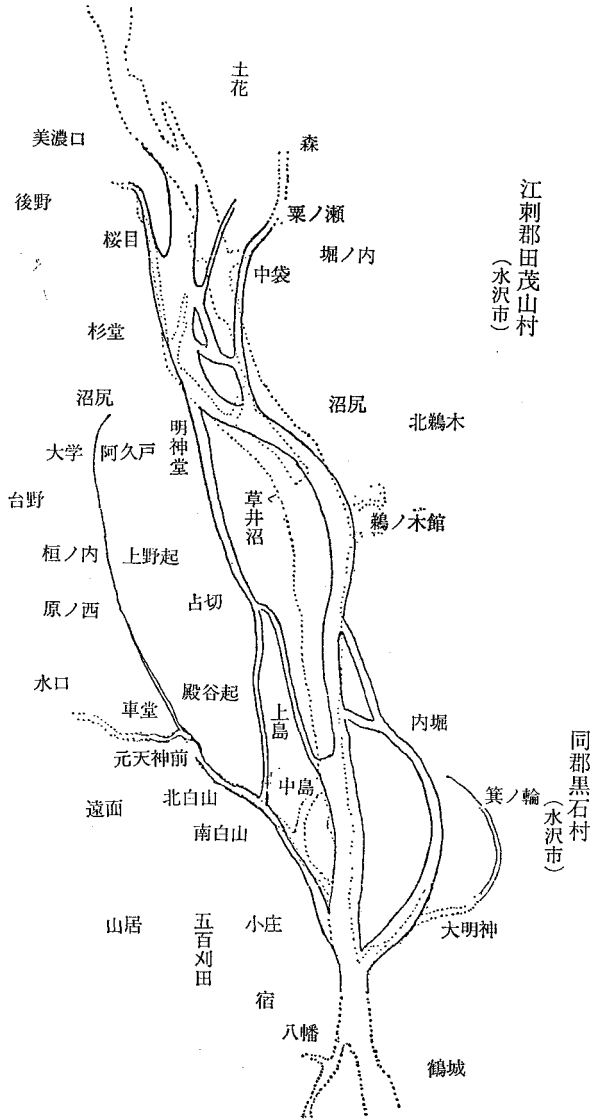


図 3 北上川中流旧河道の変遷 (北上川第 6 輯より)
 点線は現河道、実線は旧河道

また、寛永一十九年（一六四二）における伊達政宗の検地による村界はその後の河道に沿って、安土呂井村、瀬台野村の二村境と瀬台野村、姉休村の両村境の一部が定められているから、旧河川の左岸であった明神堂や阿久土、上島などは現在右岸になっている。

旧河道の変遷

は左岸の黒石に移転し、宝永七年（一七一〇）には御谷木守孫右エ門屋敷を残すのみになったことが留守文書（御谷木絵図）に明らかである（5）。さらに、その後の洪水、氾濫により鵜ノ木館付近は著るしく左岸に彎入し、同館の坊子岩が北上川に突出して、艀の航行に障害をなしたといわれている。爾来、明治一九年（一八八六）北上川低水工事によって、谷起地が造成されて耕地となり、河道の変遷もほとんどなくなって現在に至っている。

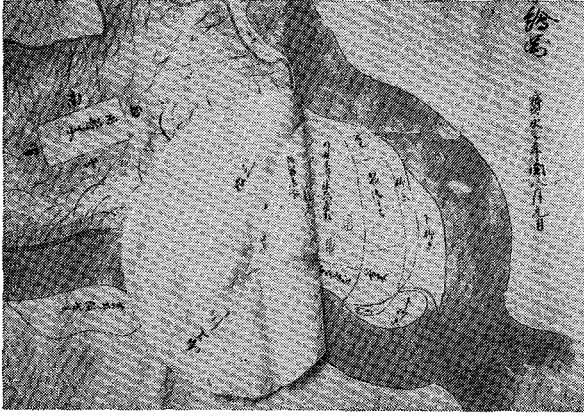


写真 1 御谷木絵図（留守文書）1719

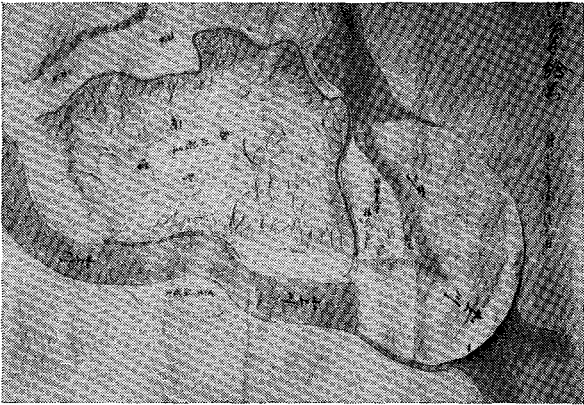


写真 2 御谷木絵図（留守文書）1710

さらに、正保三年（一六四六）の洪水により、瀬台野村字明神堂上流の河道変遷が著るしく、北上川は左岸に大きく蛇行し、草井沼を田茂山村より切離して北上川右岸の孤島にした。また、草井沼より下流の上島付近では、流路が右岸に偏し、同地域は北上川蛇行の攻撃面となり、浸食をうけたので中島、下島の住民

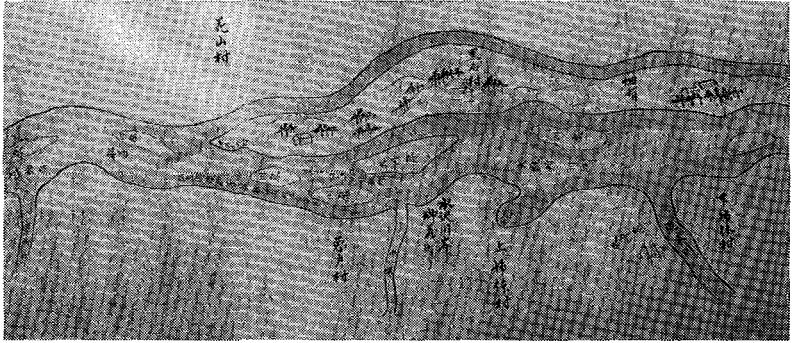


写真 3 黒沢尻より石巻まで川筋絵図

三、瀬台野河港の想定

北上川沿岸にお蔵場を設け、川岸を開いて舟運基地石巻港に貢納米、買上米を輸送して、為登米を北上川で輸送するようになったのは、伊達政宗によって北上川本流大改修工事の達成された寛永の頃とおもわれる。

かくて、北上川沿岸におけるお蔵場は十数ヶ所に及んだが、このうち、岩手県内のお蔵場は十一ヶ所⁽⁶⁾で、河港を伴っている。この外、交通不便や気象上の都合により所定のお蔵場に納入困難な地域では、民有の自分蔵をお蔵場に充てたところが仙台領で四ヶ所あった⁽⁷⁾。これらの中、十一ヶ所の御蔵場に付属する川岸は公認のものであり、自分蔵における河岸は御蔵米積出しの時のみの臨時的河港であった。

瀬台野河港については、これまで記録もなく、ほとんど知られていないが、元禄十二年(一六九九)の上伊沢大地図には瀬台野御蔵場が記入してあるし、黒沢尻より石巻まで川筋絵図には水沢川岸、お蔵ありとある。また、「佐藤家文書」によると⁽⁸⁾

二五代 五郎助 御蔵守

須恵御蔵より瀬台野御蔵へ移る

二六代 治郎助 御蔵守

瀬台野御蔵

二七代 久七 御蔵守—御榎取

瀬台野御蔵より跡呂井御蔵に移る

とあり、佐藤家は須恵御蔵から瀬台野御蔵守を経て、跡呂井御蔵守から御榎取まで、代々勤めたことが記されており、瀬台野御蔵と河港の存在を推察することができる。

また、元祿十五年（一七〇二）の古文書「上川御備御運賃定」〔9〕に

一、五切六分 跡呂井

瀬台野

とあるし、安永風土記には瀬台野村にお石躰数七艘とあり、跡呂井河港以前に瀬台野大桜に御蔵場と阿久土の舟戸という屋号の家付近に河港があったことが考えられる。それは地名的にも瀬台野が北上川の瀬に臨んだ段丘の原野で、阿久土は低湿地で地形上河港に適したところの意味に解されるからである。また、現地調査で瀬台野の折笠氏宅東には「お蔵屋敷」と呼ぶ地名があり、この地域一帯を安永風土記によると町屋敷という四拾四軒からなる集落が、立地し、慶長年中から居住した十一代相統の町屋敷兵太夫が記されている〔10〕。さらにこの集落には瀬台野古館もあり〔11〕、その北に大学、西に奥方屋敷という地名があって、これらと御蔵場との関係もあるかも知れない。ただ、河港の設置した年代については全く手がかりが掴めないが、北上川の河道急変によって、瀬台野河港がその立地条件を失い、跡呂井に移ったことは考えられるし、跡呂井河港の設けられたのは享保三年（一七一八）となっているから〔12〕。瀬台野河港は、おそらく寛永年中、北上川筋に藩の米穀倉庫を建立した頃ではなからうかと思われる。

四、仙台藩における跡呂井河港

瀬台野から跡呂井に移動したと考えられる跡呂井御蔵は北上川の右岸、瀬台野の北にあって、仙台藩直領の年貢米を収納する御本穀御蔵であった。それは安水風土記安土呂井村によると、

一、御蔵場 二ヶ所

北上川端

一、御本穀所 四棟

鍛冶屋敷

一、雑穀御蔵 壹棟

とある。

この御蔵場は胆沢郡上胆沢跡呂井村字桜ノ目にあつて、この河港に集荷された租米、備糶は

塩釜村（水沢市）

一、口米共

米一、五八一俵一升五合

内、一五九俵置米糶備分

米一、四二二俵二斗一升五合

右ハ川下高

瀬台野村

一、口米共

米三四一俵一斗二升五合

内、三四俵 右同断

米三〇七俵ト一斗二升五合

右八川下高

跡呂井村

一、口米共

米 八六九俵ト〇斗六升七合

内 八七俵 右同断

米 七八二俵ト〇斗六升五合

右八川下高

四丑村

一、口米共

米、一六四俵ト三斗七升五合

内 一六俵 右同断

米 一四八俵ト三斗七升八合

右八川下高

茄子川村

一、口米共

米、三九三俵ト一斗一升七合

内 三九俵 右同断

米 三五四俵ト一斗一升七合

右八川下高

栃木村

一、口米共

米 六六二俵ト二斗五升一合

右同断

内 六六俵 右同断

米 五九六俵ト二斗五升一合

右八川下高

北下幅村

一、口米共

米 一、二七九俵ト一斗一升九合

内 一二八俵 右同断

米 一、一五一俵ト一斗一升九合

右八川下高

南下幅村

一、口米共

米 二、〇〇九俵ト二斗六升二合

内 二〇一俵 右同断

米 一、八〇八俵ト二斗六升二合

右八川下高

都島村

一、口米共

米 一、六四七俵ト一斗七升四合

内 一六五俵 右同断

米 一、四八二俵ト一斗七升四合

右八川下高

上若柳村

一、口米共

米 七八〇俵卜〇斗一升一合

内 七八俵 右同断

米 七〇二俵卜〇斗一升一合

右八川下高

下若柳村

一、口米共

米 七三二俵卜五斗一升

内 七三俵 右同断

米 六五九俵卜三斗五升一合

右八川下高

新里村

一、口米共

米 一、三〇四俵卜二斗八升三合

内 一三〇俵 右同断

米 一、一七四俵卜二斗八升三合

右八川下高

一二ヶ村合計

一、口米共

米 一一、七六六俵卜三斗五升三合

内 一、一七六俵 置米籾備

米 一〇、五九〇俵卜三斗五升三合

41 北上川の河道変遷と旧河港について

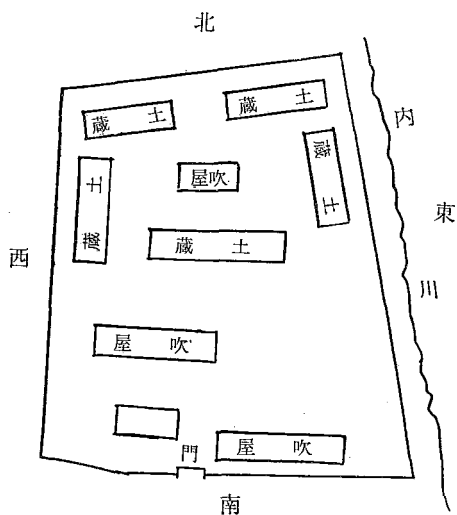


図 4 跡呂井御蔵絵図 (岩手県蔵)

右へ跡呂井川岸場納

(朱書) 此石四、四四七石八斗余

とあり、置米分の粃は旧御本穀御蔵に貯蔵された(13)。

なお、跡呂井河岸における建物配置構造は跡呂井御蔵絵図(14)によれば、

土蔵五棟 縦 十三間
横 二間半

各三十二坪五合
百六十二坪五合

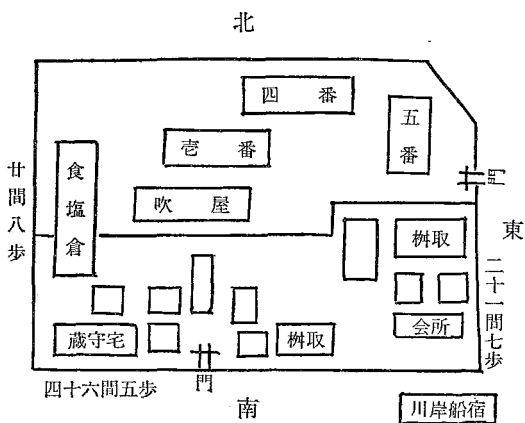


図 5 陸中国膽沢郡常盤村官倉略図 (明治10年)



写真 4 跡呂井旧河港御蔵場跡の表門

吹屋三棟

横 二間半 二十五坪 一棟

横 二間半

三十七坪五合 二棟

であるが、明治十年の陸中国膽沢郡常盤村官倉略図(15)には、この外、食塩倉壹棟、二十五坪が書かれている(16)、門も東と南にあって多少の相違がみられる。これらの建物は後に旧御蔵場時代の関係者である阿部、佐藤の両家に払い下げられ、吹屋は近年まで阿部家の納屋として残っていたが、最近、住宅移転の際、撤去され表門だけが御蔵場跡に残存している。

五、仙台藩北境の下川原河港

北上川の中流、水沢市・江刺市の穀倉地帯の中間に位置し、水沢・江刺路線と北上川の交点に立地する下川原は河港としての良い条件を備えていた。また、藩政時代は仙台藩の北端として、重要視され、下川原の御蔵は北上川沿岸における御本穀御蔵場のうち、石巻に次ぐ規模をもち、河

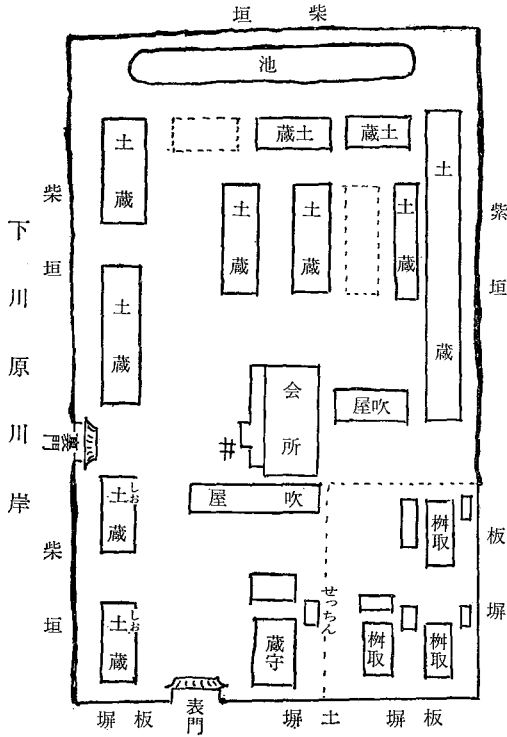


図 6 下川原御本穀御蔵地割絵図

港付近には町場、物留番所、材木蔵、お蔵消防などの付属施設を備えていた(17)。
 河港の創始年代は明確でないが、内務省第二土木監督署が明治三十年(一八九七)に刊行した「北上川流域調査書」(18)によれば

下川原川岸
 万治二年(一六五九) 仙台藩ニ於テ、貢穀収納ノ倉庫(御蔵)ヲ設ケ、爾来二百余年、同藩ノ管理ニ属シ、本穀係ナルモノヲ置キ、其事務ヲ掌ラシメント云々

とあるから、万治二年に米倉が設立されたものといえる。しかし、下川原御蔵場の諸施設が整い、御蔵場として完成したのは元禄初めのように、これに伴って発達した下川原の河港集落は元禄五年(一六九二)ごろと考えられる。かくて、仙台藩へ納める江刺四十一ヶ村の米が、この下川原御蔵に集められたのである。

お蔵場の施設は安永風土記によると、
 一、御蔵場在

一、御本穀御蔵 八ツ 一、御材木御蔵 壹ツ

となっているが、「北上川」六輯によると⁽¹⁹⁾、この外、春、秋二期に行われる御渡塩の貯蔵用、御塩御蔵が二棟あり、さらに塩御蔵の御材木蔵が一棟、御吹屋二棟、御会所一棟、御会所前塀一棟、表門一ヶ所、裏門一ヶ所、井戸一個所、さらに付属施設として、敷地内に御蔵守、御榭取の住宅などがある。かくて、安永風土記と下川原御本穀御蔵地割絵図⁽²⁰⁾とは全く一致はしていないが、それらを検討して作図したのが図6である。

それによると御蔵場には二十数棟の建物が長さ二百間余りの柴垣に囲れ、表門の側は板塀と土塀とからなり、裏門につづいて下川原河港があった。

繫船は慶応年間には二百石積艀船十艘であるが、安永二年（一七七三）高寺村風土記によれば舟数三十二艘中、御穀艀船、拾壹艘、渡世艀、四艘、作業通用舟、五艘その他十二艘であった。二百石積艀船の大きさは全長約十間、中二、五間で、その帆柱の長さ七間、帆は八反帆で、高さ約七尺の梶を用いた⁽²¹⁾。

御蔵場建築物の維持修理はしばしば施工されたようで、延宝二年（一六七四）には吹屋の修理が施行され、宝暦十年（一七六〇）には修理用として、江刺郡小池村（現北上市）御林において、径五寸より同一尺四寸までの松丸太四十本余が伐採され、文化八年（一八一）には役所の屋根替が行なわれた⁽²²⁾また、寛政十一年（一七九九）には御蔵場周囲の柴垣の修理が次の如く行なわれている⁽²³⁾。

- 一、貳拾六間 高寺村（江刺市愛宕）
- 一、貳拾壹間 横瀬村（同 藤里）
- 一、拾間 軽石村（同 広瀬）
- 一、七間 増沢村（同 岩谷堂）
- 一、四間 栗生沢村（同 梁川）

一、三間 鷺沢村（水沢市羽田町）

一、三間 黒田助村（同 同）

七ヶ村 メ七拾四間御材木御本帳四月拾八日、肝入、千葉幸作

次に川岸の修築も郡内の各村より多数の人夫を動員して行なわれている。

例えば文政十年（一八二七）には三照村（江刺市、稲瀬）市左衛門が四七七文の賦役に対し、出入夫が一、九七七文分に達し、超過人夫賃一、五〇〇文の割返しとなっている⁽²⁴⁾。また、文政十三年（一八三〇）には下川原川岸の瀬堀凌漑のため、上口内村に賦役されている⁽²⁵⁾。つづいて天保四年（一八三三）には川岸修築工事のため、江刺郡上口内村に賦課される諸材料、人夫などが昆野文書に次の如くしめされている。

天保四年分江刺郡高寺村下川原川岸場川根直し御普請方へ御用立諸色割

一、中繩 四百九拾七尋 割元

一、明俵 六拾八枚 結繩相人 同

但沓貫ニ付 六尋五分宛

〃沓貫ニ付 九分宛

右下川原川岸前御普請 御人足割

一、出人百四拾四人 人頭百四拾四人分

一、〃式百四拾人 諸役高割

但沓メニ付式人七分式厘八毛三糸十七組へ割当

しかし、上口内の人夫が日の出前に下川原川岸に到着するためには、上口内を前夜半に出発しなければならず困難なため、高寺、三照、田谷などの川岸に近い村々に振替人夫を依頼している。依頼する振替人夫の賃金は金銭で取立

て、人夫の振替を行った高寺村肝入へ決済している(26)。

こうして、下川原御本穀御蔵場や川岸は総て仙台藩直轄の施設でありながら、その維持は藩費によらず、江刺郡内の住民の負担によって行なわれた。

また、御蔵場を上納された年貢米を安永風土記により江刺郡の村々の御蔵入高をみると次の通りである。

村名 村総高 内御蔵入

黒石村	九二貫一八一文	四五貫七五三文
黒田助村	一九貫〇二八文	二貫〇五一文
鶯沢村	二七貫六九六文	一貫七八五文
田茂山村	六六貫七四八文	五七貫七一〇文
羽黒堂村	五一貫五五一文	四六貫〇九八文
二子町村	一〇五貫六五七文	八八貫五〇七文
田谷村	欠	欠
高寺村	一九一貫四六二文	一〇四貫八五〇文
石川村	五四貫二八二文	一〇貫一五七文
土谷村	四二貫九一〇文	三〇貫七六〇文
小田代村	七四貫四九九文	一二貫三四二文
大田代村	五六貫一六五文	四一貫九七〇文
原体村	七〇貫八八五文	二九貫七七一文
餅田村	八九貫四〇一文	二三貫八二七文
片岡村	二五〇貫〇三九文	一五貫九一一文
増沢村	欠	欠

47 北上川の河道変遷と旧河港について

横瀬村	一五一貫六六〇文	九四貫四四七文
浅井村	一〇六貫〇二二文	四六貫九四八文
伊手村	二二六貫九二八文	一五一貫一〇五文
次丸村	八〇貫一六九文	一三貫四八三文
角懸村	二四四貫六〇三文	一六五貫九七三文
人首村	一九三貫四一〇文	六〇貫七三七文
菅生村	四〇貫〇五四文	四〇貫〇五四文
栗生沢村	二八貫五七八文	一五貫六八一文
野手崎村	一九九貫五六二文	六〇貫七六二文
鴨沢村	七三貫〇三三文	二三貫七〇〇文
軽石村	七八貫四〇四文	一貫九七〇文
歌書村	六二貫三三九文	五〇貫五七九文
一関村	三八貫二五一文	三八貫二三四文
二関村	一五貫三〇七文	一〇貫一〇九文
三関村	一五貫七七三文	四貫四八二文
石関村	三六貫〇四七文	三三貫〇一九文
倉沢村	二四七貫三六七文	二二〇貫四一五文
三照村	一七六貫一二三文	二一貫九九九文
下門岡村	八三貫七三九文	六三貫四一九文
上門岡村	六四貫〇六七文	一貫五六三文
下口内村	七二貫二一四文	四一貫四八〇文
上口内村	一三七貫五四九文	一
小池村	二三貫七八一文	一四貫六八一文

爪木田村 三四貫一五八文 一三貫三二三文

水押村 二八貫四八〇文 一六貫六五八文

次に下川原河港における藩政時代の輸送物資は川下げが穀物の米・大豆が主で、そのほか粟・干柿・箒・桶・木材・岩谷堂たんす・和傘などあり、漕上物資は塩・木綿・古衣類・陶器・干魚・甘藷・密柑などであった。

また、航行日数は天候や風向により一定しないが、下りは石巻まで早くて三日、遅くとも十日で、普通五日を要した。上りは気象条件がよければ十日、遅ければ二十日を要した。秋は春に比し難航すること多く、孤禪寺より曳付人夫を雇った。

かくて、下川原は一八〇軒からなる河港集落を形成し、その職業別構成は鱧八軒、商船持四軒、舟運専従者六〇―七〇軒、醸造業二軒、塩屋、木綿店に腰掛茶屋数軒などがあって、経済力も岩谷堂より豊かで殷賑を極めたことが安政三年（一八五六）の現末奥片岡風土記抜萃に述べられている²⁷。しかし、下川原の河港集落はあくまでお蔵場であつて、宿場町としての機能はもっていなかった²⁸。したがって、往還より岩谷堂に至る脇往還の道筋に立地し、北上川の渡場もあるが、旅館、馬継宿などは存在しない。しかし、穀宿は二〇軒位あって、郡内から貢米を馬で運び、一旦、穀宿に預けた。穀宿では俵の包装、手直しあるいは包装替をし、納主に代つて、御蔵納入の手続きをとる。穀宿はこの手数料をとる外に、こぼれ米で一年間の飯米や濁酒を造れるほどであった。旧穀宿、佐々木家文書（御蔵納覚帳）によると

慶応元年一人前帳

一、米三拾八俵 穀宿 茂左エ門

但十月四日より十日迄駄送

一、同六拾三俵 右同人

但十月十一日より廿日まで人

一、同七俵 右同人

但十月二日より二六日迄 人

一、同貳拾貳俵 右同人

但十月二七日より十一月十一日まで人

などとあり、年貢米の上納される十月初めより十二月二十日までにおける下川原の賑いがうかがわれる。収納はお蔵役人立会いの上で行われるが、その任期は収納期間に限られるのに対し、御蔵守と御枅取りは通年勤務で御蔵屋敷地内に住家を与えられている。

御蔵守はお蔵屋敷の管理者で、お枅取は収米時に米量の検収を行なうもので、下川原には三人が置かれていた。お枅取りは藩の報酬の外、各村肝入からの進物やこぼれ米の副収入があった。こうした下川原の賑いも明治五年（一八七二）納米制度から金納制度に改められたから下川原における御蔵守、穀宿、御枅取などの人々は大打撃をうけ、下川原は河港集落としての機能は著るしく衰微した。しかし、明治十八年（一八八五）北上回漕会社が盛岡に設けられ、下川原の舟持ち五戸は東京や石巻の豪商より送金をうけて、胆沢・江刺地方の米を買い集め、東京や石巻に輸送して一部舟運を回春したが、明治二十三年（一八九〇）の東北本線開通により、河港集落としての機能は全く失われた。

六、おわりに

北上川中流部の河道変遷を古絵図、地方史、古文書、経済企画庁調査の土地分類と空中写真などから考察し、かつ変遷に伴って河港の移動例を瀬台野河港から跡呂井河港に求め、その実証的分析を試みた。また、仙台藩北境の重要河港としての下川原河港について、その御蔵場や河港集落の構造と川岸住民の生活について述べた。

本稿は一九七九年五月、仙台、宮城県民会館における歴史地理学会学術大会で発表したものに加筆した。終りに、この調査にあたっては元建設省、事務官佐嶋与四右衛門（北上川著者）氏、および跡呂井御蔵守の子孫、阿部久三氏に貴重な資料の提供やご教示を賜り、かつ本稿作成にあたっては「北上川」に負うところが多いことを記して感謝する。

注

- (1) 経済企画庁「土地分類基本調査」水沢、地形分類図（一九六三）
- (2) 東北地方建設局岩手工事事務所「北上川第六輯」姉体地区河道（一九七七）七三〜七六頁
- (3) 姉体村史編纂委員会「姉体の歴史」北上川河道変遷図（一九五七）
- (4) 前掲(3)
- (5) 水沢市立図書館蔵「留守文書」御谷木絵図写真一から写真二のように孫右エ門屋敷のみとなる
- (6) 盛岡・郡山（日誌）・花巻・黒沢尻・金ヶ崎・下川原・跡呂井・六日入・孤禪寺・日形・薄衣
- (7) 八幡・長島・小島・舞草
- (8) 佐藤家は跡呂井御本穀御蔵御榊取を勤めた

- (9) 水沢市黒石下柳、千葉武男氏蔵
- (10) 「安永風土記」、瀬台野村「十一代相統 町屋敷 兵太夫 右兵太夫儀先祖瀬川豊後以前名前并代敷共ニ相知不申候処豊後儀慶長年中与当村ニ住居候由申伝候間右代ち御書上仕候事」とある。
- (11) 「安永風土記」瀬台野村に古館 弐ツ 一、片子沢館一、古館とある。
- (12) 阿部久三蔵 跡呂井御蔵場考
- (13) 佐嶋家文書
- (14) 岩手県蔵
- (15) 阿部久三蔵
- (16) 跡呂井の御塩蔵は文政十年(一八二七)に新設された一棟で、相去の分蔵的機能を果していたものと考えられ、御塩蔵守は近江商人系の阿部久三が初代で善蔵・久蔵と三代続いた。
- (17) 材木蔵は補修普請材を蔵するもので、御蔵消防の礎石と共に下川原特有の施設であった。
- (18) 前掲、北上川第六輯、三六二頁所収
- (19) 前掲(2) 三五六頁
- (20) 佐嶋文書
- (21) 千葉 信「下川原河港集落と部落民生活の変遷」岩手教育、十六―一六、(一九三八)
- (22) 「只市文書」に文化八年屋根替被成候
一、下川原御本石所御会所 長 六間半 横 三間とある。
- (23) 前掲(22)文書
- (24) 「畑中文書」一、代四百七拾七文 下川原川岸場 一、代壹貫五百文 下川原川岸場人足御返しとある。
- (25) 「昆野文書」に文政拾三年下川原御本石所北上川瀬堀入足御入料代割が記されている。
- (26) 前掲(25) 天保五年分下川原人足雇代取立帳がある。
- (27) 奥片岡風土記抜萃、江刺市史第五卷、資料篇所収

下河原の賑

八日市行披上戸地蔵堂あり、下に清水あり、是より南歩吹晴の里西、日渡地蔵堂あり天満河原天神堂あり、二百歩東して下河原愛宕堂あり河前春日大明神北上の流東西朝日夕日の光をそそぎ貢船九曜の赤星いみじく船夫共のいさみ蔵場の石俵競で賑はしく、水沢駅への渡場舟旅人夜半更けたると言わず河中に漁るあり、云々

(28) 高寺村安水風土記一、人頭貳百七拾人(世帯數)但シ、町場壹町下川原ハ合之宿ニ而御伝馬町ニハ無御座候